

Readers Leaders  
リーダーズ式  
2018

---

必勝パターンマスター講座

プレ全体講義

---

参考問題



リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所  
Tatsumi legal institute



問題

行政書士試験 平成 28 年

問題 1 A、BおよびCが甲土地を共有し、甲土地には乙建物が存在している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア DがA、BおよびCに無断で甲土地に乙建物を建てて甲土地を占有使用している場合、Aは、Dに対し、単独で建物の収去および土地の明渡しならびに土地の占拠により生じた損害全額の賠償を求めることができる。

イ Eが、A、BおよびCが共有する乙建物をAの承諾のもとに賃借して居住し、甲土地を占有使用する場合、BおよびCは、Eに対し当然には乙建物の明渡しを請求することはできない。

ウ Fが賃借権に基づいて甲土地に乙建物を建てた場合において、A、BおよびCが甲土地の分割協議を行うときは、Fに対して分割協議を行う旨を通知しなければならず、通知をしないときは、A、BおよびCの間でなされた分割の合意は、Fに対抗することができない。

エ Aが乙建物を所有し居住している場合において、Aが、BおよびCに対して甲土地の分割請求をしたときは、甲土地をAに単独所有させ、Aが、BおよびCに対して持分に相当する価格の賠償を支払う、いわゆる全面的価額賠償の方法によって分割しなければならない。

オ A、BおよびCが乙建物を共有する場合において、Aが死亡して相続人が存在しないときは、Aの甲土地および乙建物の持分は、BおよびCに帰属する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

解説

共有①

正解 3

次のとおり、正しいものはイ・オであるから、正解は3となる。

### ア 誤り

判例は、共有物を第三者が無断で占有使用している場合において、各共有者は単独でその明渡しを請求することができるとしている（大判大10.3.18）。もっとも、判例は、共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできないとしている（最判昭51.9.7）。

### イ 正しい

判例は、共有者の一部の者から共有物を占有使用することを承認された第三者に対しては、その占有は、同意をした共有者の持分に基づくものと認められる限度で、共有物を占有使用する権限を有するから、その余の共有者は、当然には、共有物の明渡しを請求することができないとしている（最判昭63.5.20）。

### ウ 誤り

共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者は、自己の費用で、分割に参加することができる（260条1項）。また、当該参加の請求があったにもかかわらず、その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、その分割は、その請求をした者に対抗することができない（同条2項）。

### エ 誤り

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる（256条1項本文）。そして、共有物の分割方法には現物分割、代価分割、価額賠償があるが、各共有者間の協議によって分割をする場合においては、どの方法を採用しても構わないものとされている。したがって、全面的価額賠償の方法によって分割しなければならないわけではない。

### オ 正しい

共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する（255条）。

問題

司法書士試験 平成 19 年

問題 2 共有に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで農地である共有地を造成して宅地にする工事を行っている場合には、他の共有者は、当該共有者に対して、当該工事の差止めを請求することができる。

イ 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで共有地を占有している場合には、他の共有者は、当該共有者に対して当該共有地の明渡しを請求することができる。

ウ 第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独では、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができない。

エ 第三者が共有地を不法に占有している場合において、当該第三者に対して不法行為に基づく損害賠償の請求をするときは、各共有者は、自己の持分の割合を超えて損害賠償を請求することができない。

オ 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで共有地を第三者に賃貸している場合には、他の共有者は、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができる。

- 1 アウ    2 アエ    3 イエ    4 イオ    5 ウオ

次のとおり、正しいものはア・エであるから、正解は2となる。

### ア 正しい

判例は、共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損傷しあるいはこれを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできるとしている（最判平10.3.24）。

### イ 誤り

判例は、共有物の持分の価格が過半数を超える者は、共有物を単独で占有する他の共有者に対し、当然には、その占有する共有物の明渡しを請求することができないとしている（最判昭41.5.19）。

### ウ 誤り

判例は、第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独では、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができるとしている（大判大10.7.18）。

### エ 正しい

判例は、共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできないとしている（最判昭51.9.7）。

### オ 誤り

判例は、共有者の一部の者から共有物を占有使用することを承認された第三者に対しては、その占有は、同意をした共有者の持分に基づくものと認められる限度で、共有物を占有使用する権限を有するから、その余の共有者は、当然には、共有物の明渡しを請求することができないとしている（最判昭63.5.20）。

問題

司法試験 平成 11 年

問題 3 次のアからオまでの記述のうち、適切でないものを 2 個組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 甲不動産を譲り受けてそれを共有する者は、その不動産の譲渡人から所有権移転登記を経由している無権利者に対して、各自単独で、自己の持分について登記をするように請求することができるが、不実の所有権移転登記全部の抹消を請求することはできない。

イ 共有者の一人が他の共有者の同意を得ることなく甲不動産を占有利用している場合、他の共有者は、各自単独で、その持分に応じた利用を阻害しないようにとの請求をすることができる。

ウ 第三者が共有者の一人の同意のみに基づいて甲不動産を占有利用している場合、持分の過半数を有する他の共有者は、その全部の返還を請求することができる。

エ 共有者の一人が他の共有者の同意を得ることなく甲不動産に対し物理的変更を加えた場合、他の共有者は、各自単独で、その原状回復を請求することができる。

オ 第三者が無権原で甲不動産を占有利用している場合、共有者は、各自単独で、その全部の返還を請求することができるが、甲不動産の不法占有から生ずる損害の全部の賠償は請求することができない。

- 1 アイ    2 アウ    3 イエ    4 ウオ    5 エオ

次のとおり、適切でないものはア・ウであるから、正解は2となる。

### ア 適切でない

判例は、不動産共有者の1人はその持分権に基づき、単独で当該不動産につき登記簿上所有名義を有する者に対しその登記の抹消を請求することができるとしている（最判昭31.5.10）。

### イ 適切である

共有者の1人が他の共有者の同意を得ることなく甲不動産を占有利用している場合、他の共有者は、各自単独で、その持分に応じた利用を阻害しないようにとの請求をすることができる。

### ウ 適切でない

判例は、共有者の一部の者から共有物を占有使用することを承認された第三者に対しては、その占有は、同意をした共有者の持分に基づくものと認められる限度で、共有物を占有使用する権限を有するから、その余の共有者は、当然には、共有物の明渡しを請求することができないとしている（最判昭63.5.20）。

### エ 適切である

判例は、共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損傷しあるいはこれを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできるとしている（最判平10.3.24）。

### オ 適切である

判例は、共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできないとしている（最判昭51.9.7）。



## STEP 1 基準問題 【司法書士試験（平成19年）】

## 問1

共有に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで農地である共有地を造成して宅地にする工事を行っている場合には、他の共有者は、当該共有者に対して、当該工事の差止めを請求することができる。
- イ 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで共有地を占有している場合には、他の共有者は、当該共有者に対して当該共有地の明渡しを請求することができる。
- ウ 第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独では、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができない。
- エ 第三者が共有地を不法に占有している場合において、当該第三者に対して不法行為に基づく損害賠償の請求をするときは、各共有者は、自己の持分の割合を超えて損害賠償を請求することができない。
- オ 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで共有地を第三者に賃貸している場合には、他の共有者は、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができる。

- 1 アウ
- 2 アエ
- 3 イエ
- 4 イオ
- 5 ウオ

問1

DATE :        /        /        /

解答

2

**ア 正しい**

判例は、共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損傷しあるいはこれを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできるとしている(最判平10.3.24)。

**イ 誤り**

判例は、共有物の持分の価格が過半数を超える者は、共有物を単独で占有する他の共有者に対し、当然には、その占有する共有物の明渡しを請求することができないとしている(最判昭41.5.19)。

**ウ 誤り**

判例は、第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独で、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができるとしている(大判大10.7.18)。

**エ 正しい**

判例は、共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできないとしている(最判昭51.9.7)。

**オ 誤り**

判例は、共有者の一部の者から共有物を占有使用することを承認された第三者に対しては、その占有は、同意をした共有者の持分に基づくものと認められる限度で、共有物を占有使用する権限を有するから、その余の共有者は、当然には、共有物の明渡しを請求することができないとしている(最判昭63.5.20)。

以上により、正しいものはア・エであるから、正解は2となる。

## STEP 2 前提知識

### —図表— 共有の内部関係・外部関係

	内部者	外部者
物権 (モノ)	①明渡請求 (最判昭41.5.19) (最判昭63.5.20) ②原状回復請求・差止請求 (最判平10.3.24)	①明渡請求 (大判大10.7.18) (大判大7.4.19) ②妨害排除請求 ③抹消登記請求 (最判昭31.5.10) (最判平15.7.11)
債権 (カネ)		④損害賠償請求 (最判昭51.9.7)

### —判例— 共有の内部関係・外部関係

判例 1	共有物の価格の過半数をこえるからといって、共有物を現に占有する少数持分権者に対し、当然にその明渡を請求することができるものではない。けだし、このような場合、右の少数持分権者は自己の持分によって、共有物を使用収益する権原を有し、これに基づいて共有物を占有するものと認められるからである（最判昭41.5.19）。
判例 2	共有者の一部の者から共有者の協議に基づかないで共有物を占有使用することを承認された第三者は、その者の占有使用を承認しなかった共有者に対して共有物を排他的に占有する権原を主張することはできないが、現にする占有がこれを承認した共有者の持分に基づくものと認められる限度で共有物を占有使用する権原を有するので、第三者の占有使用を承認しなかった共有者は右第三者に対して当然には共有物の明渡しを請求することはできないと解するのが相当である（最判昭63.5.20）。
判例 3	共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損傷し、あるいは、これを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできる（最判平10.3.24）。
判例 4	判例は、第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独で、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができるとしている（大判大10.7.18）。
判例 5	不動産の共有者の1人は、その持分権に基づき、共有不動産に対して加えられた妨害を排除することができる。不実の持分移転登記がされている場合には、その登記によって共有不動産に対する妨害状態が生じているということが出来るから、共有不動産について全く実体上の権利を有しないのに持分移転登記を経由している者に対し、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる（最判昭31.5.10）。
判例 6	共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできない（最判昭51.9.7）。

—図表— 共有物の保存・管理・変更

	保存行為	管理行為	変更行為
意義	共有物の現状を維持する行為	共有物を利用・改良する行為	共有物の形や性質に変更を加える行為
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有物の修理</li> <li>・ 公租公課（固定資産税）の負担</li> <li>・ 共有物全体の侵害者に対する妨害排除</li> <li>・ 不実の登記の抹消登記請求など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有物の賃貸借契約の締結</li> <li>・ 賃貸借契約の解除（最判昭39.2.25）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有物の譲渡（売却・贈与など）</li> <li>・ 共有物の担保の設定（抵当権・質権等）</li> <li>・ 地目の変更（農地→宅地）</li> </ul>
要件	各共有者単独	持分の価格の過半数	共有者全員の同意

—図表— 共有物の分割

	内容
共有物の分割請求	<p>各共有者は、原則として、いつでも共有物の分割請求ができる（256条1項本文）。</p> <p>共有者は5年を超えない期間、分割しない旨の特約（分割禁止特約）を結ぶことができる（256条1項ただし書）。</p>
分割の方法	<p>(1) 原則：協議分割 共有物の分割は、原則として、共有者の協議による。 分割の方法としては、①現物分割、②代金分割、③価格賠償などの分割方法がある。</p> <p>(2) 例外：裁判所による分割 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる（258条1項）。</p>

—判例— 共有物の分割

判例 1	<p>数か所に分かれて存在する多数の共有不動産について、民法258条により現物分割をする場合には、これらを一括して分割の対象とし、分割後のそれぞれの不動産を各共有者の単独所有とすることも許される（最大判昭62.4.22）。</p>
判例 2	<p>多数の者が共有する物を民法258条により現物分割する場合には、分割請求者の持分の限度で現物を分割し、その余は他の者の共有として残す方法によることも許される（最大判昭62.4.22）。</p>
判例 3	<p>民法258条により共有物の分割をする場合において、当該共有物を共有者のうちの特定の者に取得させるのが相当であると認められ、かつ、その価格が適正に評価され、当該共有物を取得する者に支払能力があつて、他の共有者にはその持分の価格を取得させることとしても共有者間の実質的公平を害しないと認められる特段の事情があるときは、共有物を共有者のうちの1人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法（いわゆる全面的価格賠償の方法）によることも許される（最判平8.10.31）。</p>

## STEP 3 肢別ドリル

13-01 司法試験 平成20年	Q A、B及びCは各3分の1の持分で甲土地を共有している。Aが単独で甲土地全部を占有している場合でも、B及びCは、その共有持分が過半数を超えることを理由としては、Aに対して甲土地の明渡しを請求することはできない。 ☛ ○ (最判昭41.5.19)
13-02 司法試験 平成27年	Q Aが3分の1、Bが3分の2の持分で甲土地を共有している。AがBに無断で甲土地全体を単独で占有している場合であっても、Bは、自分の共有持分が過半数を超えることを理由として、Aに対し、甲土地全体の明渡しを求めることはできない。 ☛ ○ (最判昭41.5.19)
13-03 司法書士試験 平成27年	Q A、B及びCが甲土地を共有している場合に、Aが、B及びCの同意を得ずに、甲土地の全部を占有し、使用しているときは、B及びCは、Aに対し、甲土地の全部をB及びCに明け渡すことを請求することができる。 ☛ × (最判昭41.5.19)
13-04 司法書士試験 平成15年	Q 他の共有者との協議に基づかないで共有地を占有している共有者に対し、他の共有者は、明渡しを請求することができる。 ☛ × (最判昭41.5.19)
13-05 司法試験 平成27年	Q Aが3分の1、Bが3分の2の持分で甲土地を共有している。甲土地の利用方法についてAとBが協議したが意見が一致せず、Aに無断でBがCと甲土地の賃貸借契約を締結し、Cが甲土地を占有している場合、Aは、Cに対し、甲土地全体の明渡しを求めることができる。 ☛ × (最判昭63.5.20)
13-06 司法書士試験 平成15年	Q 共有者間の協議に基づかないで一部の共有者から共有地の占有使用を承認された第三者に対し、他の共有者は、明渡しを請求することができる。 ☛ × (最判昭63.5.20)
13-07 司法試験 平成11年	Q 第三者が共有者の一人の同意のみに基づいて甲不動産を占有利用している場合、持分の過半数を有する他の共有者は、その全部の返還を請求することができる。 ☛ × (最判昭63.5.20)

<p>13-08 行政書士試験 平成28年</p>	<p>Q A、BおよびCが甲土地を共有し、甲土地には乙建物が存在している。Eが、A、BおよびCが共有する乙建物をAの承諾のもとに賃借して居住し、甲土地を占有使用する場合、BおよびCは、Eに対し当然には乙建物の明渡しを請求することはできない。</p> <p>☛ ○ (最判昭63.5.20)</p>
<p>13-09 司法書士試験 平成27年</p>	<p>Q A、B及びCが甲土地を共有している場合に、Aが、B及びCの同意を得ずに、農地である甲土地について宅地造成工事をしているときは、Bは、Aに対し、その工事の差止めを請求することができる。</p> <p>☛ ○ (最判平10.3.24)</p>
<p>13-10 司法書士試験 平成15年</p>	<p>Q 共有者間の協議に基づかないで一部の共有者が共有地である農地を造成して宅地にしようとしている場合には、他の共有者は、妨害排除請求権の行使として造成工事の禁止を求めることができる。</p> <p>☛ ○ (最判平10.3.24)</p>
<p>13-11 司法試験 平成11年</p>	<p>Q 共有者の一人が他の共有者の同意を得ることなく共有物である甲不動産に対し物理的変更を加えた場合、他の共有者は、各自単独で、その原状回復を請求することができる。</p> <p>☛ ○ (最判平10.3.24)</p>
<p>13-12 司法試験 平成27年</p>	<p>Q Aが3分の1、Bが3分の2の持分で甲土地を共有している。Aが無断でBが甲土地を農地から宅地にする造成工事を行い、甲土地の形状を変更している場合、Aは、Bに対し、その工事の差止めを求めることができる。</p> <p>☛ ○ (最判平10.3.24)</p>
<p>13-13 司法試験 平成20年</p>	<p>Q A、B及びCは各3分の1の持分で甲土地を共有している。第三者が甲土地を無断で資材置場として使用している場合、Aは単独でその第三者に対して、甲土地全部の明渡しを請求することができる。</p> <p>☛ ○ (大判大7.4.19)</p>
<p>13-14 司法書士試験 平成24年</p>	<p>Q A及びBが甲土地を共有している場合に、甲土地がCに不法に占拠された場合には、Aは、単独で、甲土地の明渡しをCに請求することができる。</p> <p>☛ ○ (大判大7.4.19)</p>
<p>13-15 司法書士試験 平成15年</p>	<p>Q 共有地を不法に占有している第三者に対し、各共有者は、単独で明渡しを請求することができる。</p> <p>☛ ○ (大判大7.4.19)</p>

<p>13-16 司法試験 平成11年</p>	<p>Q 甲不動産を譲り受けてそれを共有する者は、その不動産の譲渡人から所有権移転登記を経由している無権利者に対して、各自単独で、自己の持分について登記をするように請求することができるが、不実の所有権移転登記全部の抹消を請求することはできない。</p> <p>☛ × (最判昭31.5.10)</p>
<p>13-17 司法書士試験 平成27年</p>	<p>Q A、B及びCが甲土地を共有している場合に、甲土地につき、真実の所有者でないDが所有権の登記名義人となっている場合、Aは、B及びCの同意を得なくても、Dに対し、その抹消登記手続を請求することができる。</p> <p>☛ ○ (最判平15.7.11)</p>
<p>13-18 司法試験 平成20年</p>	<p>Q A、B及びCは各3分の1の持分で甲土地を共有している。Aは、Cの持分について第三者への不実の持分移転登記がされている場合には、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる。</p> <p>☛ ○ (最判平15.7.11)</p>
<p>13-19 司法書士試験 平成15年</p>	<p>Q 共有物に対する不法行為による損害賠償請求権は、持分に応じて各共有者に帰属する。</p> <p>☛ ○ (最判昭51.9.7)</p>
<p>13-20 司法試験 平成11年</p>	<p>Q 第三者が無権原で甲不動産を占有利用している場合、共有者は、各自単独で、その全部の返還を請求することができるが、甲不動産の不法占有から生ずる損害の全部の賠償は請求することができない。</p> <p>☛ ○ (最判昭51.9.7)</p>
<p>13-21 司法試験 平成11年</p>	<p>Q 第三者が無権原で甲不動産を占有利用している場合、共有者は、各自単独で、その全部の返還を請求することができるが、甲不動産の不法占有から生ずる損害の全部の賠償は請求することができない。</p> <p>☛ ○ (最判昭51.9.7)</p>
<p>13-22 行政書士試験 平成11年</p>	<p>Q A、BおよびCが甲土地を共有し、甲土地には乙建物が存在している。DがA、BおよびCに無断で甲土地に乙建物を建てて甲土地を占有使用している場合、Aは、Dに対し、単独で建物の収去および土地の明渡しならびに土地の占拠により生じた損害全額の賠償を求めることができる。</p> <p>☛ × (最判昭51.9.7)</p>

<p>13-23 司法書士試験 平成24年</p>	<p>Q A及びBが甲土地を共有している場合に、甲土地のAの持分が3分の2である場合において、A及びBが甲土地をCに賃貸したところ、Cが甲土地を無断で転貸し、背信的行為と認めるに足りない特段の事情もないときは、Aは、単独で、甲土地の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>☛ ○ (最判昭39.2.25)</p>
<p>13-24 司法試験 平成20年</p>	<p>Q A、B及びCは各3分の1の持分で甲土地を共有している。A、B及びCが共同して甲土地を第三者に賃貸している場合、第三者がその賃料の支払を怠ったときの賃貸借契約の解除は、AとBととすることができる。</p> <p>☛ ○ (最判昭39.2.25)</p>
<p>13-25 行政書士試験 平成22年</p>	<p>Q A・B・Cの3人が、甲土地、乙土地、丙土地のすべてについて、どれも3分の1ずつの持分権をもって共有している。Aが、BおよびCに対して、甲土地、乙土地および丙土地の分割を請求した場合において、裁判所は、これらを一括して分割の対象としてAが甲土地、Bが乙土地、Cが丙土地というように各土地を単独所有とする分割方法をとることができる。</p> <p>☛ ○ (最大判昭62.4.22)</p>
<p>13-26 行政書士試験 平成22年</p>	<p>Q A・B・Cの3人が、甲土地、乙土地、丙土地のすべてについて、どれも3分の1ずつの持分権をもって共有している。Aが、BおよびCに対して、甲土地、乙土地および丙土地の分割を請求した場合において、裁判所は、乙土地および丙土地については共有関係を解消せず、Aに対してのみAの持分権に相当する甲土地を取得させ、乙土地および丙土地はBとCの共有として残すとする分割方法をとることができる。</p> <p>☛ ○ (最大判昭62.4.22)</p>
<p>13-27 司法試験 平成22年</p>	<p>Q A、B及びCが共有者である共有不動産についての裁判による分割において、AとBが原告となり、Cを被告として分割請求をした場合、Cの持分の限度で現物を分割し、残りの部分をAとBの共有とする方法は許される。</p> <p>☛ ○ (最大判昭62.4.22)</p>
<p>13-28 行政書士試験 平成22年</p>	<p>Q A・B・Cの3人が、甲土地、乙土地、丙土地のすべてについて、どれも3分の1ずつの持分権をもって共有している。Aが、BおよびCに対して、甲土地、乙土地および丙土地の分割を請求した場合において、裁判所は、Aの申立てがあれば、甲土地、乙土地および丙土地をAの単独所有とし、BおよびCに対してAから各自の持分権の価格を賠償させる方法をとらなければならない。</p> <p>☛ × (最判平8.10.31)</p>



<p>13-29 司法書士試験 平成27年</p>	<p>Q A、B及びCが甲土地を共有している場合に、A、B及びCの間で甲土地についての共有物分割の協議が調わず、Aが裁判所に甲土地の分割を請求したときは、裁判所は、Aが甲土地の全部を取得し、B及びCがそれぞれの持分の価格の賠償を受ける方法による分割を命ずることはできない。</p> <p>☛ × (最判平8.10.31)</p>
<p>13-30 司法書士試験 平成22年</p>	<p>Q A、B及びCが共有する建物を分割する場合において、協議により分割するときは、Aに当該建物を取得させ、B及びCに持分の価格を賠償する方法によることができるが、裁判により分割するときは、このような方法によることはできない。</p> <p>☛ × (最判平8.10.31)</p>

**【MEMO】**

【MEMO】

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東 京 本 校 : 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6  
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横 浜 本 校 : 〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690 (代表)

大 阪 本 校 : 〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京 都 本 校 : 〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名 古 屋 本 校 : 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941 (代表)

福 岡 本 校 : 〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040 (代表)